

# NPO 法人に係る税制優遇制度のお知らせ

京都府は、府民の社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動法人（NPO 法人）の税制優遇を実施しております。

設立から3年以内のNPO法人

府民税の均等割

税法上の収益事業を行わないNPO法人

手続不要

免除

年額

2万円

税法上の収益事業を行うNPO法人

収益事業に係る所得が赤字の事業年度

申請手続

不動産取得税



家屋の取得価格の

3%

(住宅)

4%

(住宅以外)

土地の取得価格の

3%

申請手続

免

※ 定款に記載された特定非営利活動に使用されるもので、前所有者から無償で譲渡されたものに限ります。

自動車税の  
環境性能割

自動車の取得価額の  
(登録車)

0~3%



申請手続

除

自動車取得税が廃止され、  
令和元年10月1日から創設

軽自動車税の  
環境性能割

軽自動車の取得価額の

0~2%



※ 定款に記載された特定非営利活動に使用されるもので、前所有者から無償で譲渡されたものに限ります。

くわしい内容（申請方法や申請様式など）は、京都府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/npo/fuzeitokurei.html>



《お問い合わせ》

京都府 文化生活部 文化生活総務課 府民協働係

電話 075-414-4210

FAX 075-414-4230

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁日本館1階

または、お近くの広域振興局地域連携・振興部 企画・連携推進課までお問い合わせください。